

定期指導監査における 指摘事項について (施設運営・防災・職員処遇)

札幌市子ども未来局施設運営課 作成

定期指導監査における指摘事項 (施設運営・防災)

令和7年度に行った定期指導監査における指摘事項(指導事項や助言事項)のうち、施設運営・防災の項目についてご紹介いたします。

定期指導監査で指摘を受けなかった施設においても、運営する施設において同様の事例が生じていないか振り返りを行っていただくようお願いいたします。

対象施設は、以下のように各指摘事項別に記載しています。

施設種別	保育所	保育所型 認定こども園	幼保連携型 認定こども園	地方裁量型 認定こども園	地域型保育 事業所	幼稚園型 認定こども園	施設型給付 幼稚園
略称	保	保認	幼保	地裁	地	幼認	幼
指摘対象であるもの:○ / 参考までにお伝えするもの:△							

職員等の配置に関する指摘事項

児童が登園している時間帯に保育士又は保育教諭を2人以上配置していない

- :保・保認・幼保・地裁・幼認 △:地
- ▶ 登園児童がいる時間帯に、必ず保育士又は保育教諭を2人以上配置すること。
 - ▶ 保育士資格のない者(保育補助者)は配置数に含められないため注意すること。
 - ▶ 地域型保育事業所では、必要配置数が1人の場合であっても、複数名で保育することが望ましい。

- ・札幌市児童福祉法施行条例第182条第2項
- ・札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例第11条第3項
- ・札幌市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第5条第2項

保育士登録をしていない者を保育士又は保育教諭として報告している

- :保・保認・幼保・地裁・地・幼認
- ▶ 採用前の確認はもちろんのこと、公定価格や補助金の申請前に、保育士又は保育教諭として報告して問題ない者であるか確認すること。
 - ▶ 保母資格、保育支援者は保育士資格の代わりとならない。

- ・児童福祉法第18条の18
- ・児童福祉法18条の23
- ・児童福祉法施行令第16条

職員等の配置に関する指摘事項

最新の内容の保育士証を備え付けていない

- : 保・保認・幼保・地裁・地・幼認
- ▶ 保育士証の内容に変更が生じた職員が変更手続きを行っていない場合は、施設から当該職員に対し、手続きを行うよう促すこと。
- ▶ 「資格取得見込証明書」や「登録済通知書」は保育士証の代わりとならない。
- ▶ 監査では既に退職した職員の資格有無も確認するため、忘れずに保管しておくこと(データ保管可)。

家庭保育の協力依頼の方法が保護者に配慮されていない

- : 保・保認・幼保・地裁・地・幼認
- ▶ 市が認可した日及び時間においては常時開所する必要があり、家庭保育の協力依頼は例外的な対応である。
- ▶ やむを得ず家庭保育の協力依頼をする場合であっても、保護者に寄り添い、就労の有無に限らず保育の必要があると判断した場合には通常どおり保育の提供を行うことを周知すること。また、全職員が同様の対応を行えるように職員間で共有すること。

- ・児童福祉法施行令第17条
- ・札幌市子ども・子育て支援法施行条例第35条、49条
- ・札幌市児童福祉法施行条例第247条
- ・札幌市私立認可保育所運営要綱第55条、55条の2
- ・札幌市私立地域型保育事業運営要綱第63条、63条の2

職員等の配置に関する指摘事項

給付費(公定価格)上の配置基準を満たしていない

- :保・保認・幼保・地裁・地・幼認・幼
- ▶ 給付費の申請は勤務予定を報告するものであるが、特に「常勤換算する職員」について、勤務予定と勤務実績が大幅に乖離している事例がみられる。
- ▶ 勤務予定に変更が生じた(あらかじめ勤務予定を実現することができないことが分かっている)場合は、適宜、申請内容を修正すること。
- ▶ 給付費の申請上は勤務予定の報告をしていただくが、監査を通じて勤務実績を確認することとなるため、必要配置数を満たすことができるように職員を確保すること。

・特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について別紙1、別紙2、別紙3、別紙5、別紙6又は別紙8の2-II-1-(2)

給付費(公定価格)や補助金の申請内容に誤りがある

- :保・保認・幼保・地裁・地・幼認・幼
- ▶ 「定期指導監査で実績をご報告いただく書類」「定期指導監査前にすでに市へ実績をご報告済みの書類」「施設で保管されている実績に係る書類」において、内容の相違がみられる。
- ▶ 「常勤職員」とはフルタイム勤務(就業規則上の最も長い時間を勤務する職員)の職員を指しているため留意すること。
- ▶ 「有給・無給」「退職日」等、申請内容に誤りがないか、提出前に必ず確認すること。

・特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について別紙1、別紙2、別紙3、別紙5、別紙6又は別紙8

職員等の配置に関する指摘事項

施設長が運営管理に専念できていない

○:保・地

- ▶ 施設長は、常時実際に当該施設の運営管理の業務に専従しなければならず、保育・調理等の他業務や他施設での業務を兼務することはできません。
- ▶ 施設長が保育に従事しなくても必要配置数を満たすことができるように保育士を配置すること。

- ・札幌市私立認可保育所運営要綱第9条第2項第2号
- ・札幌市私立地域型保育事業運営要綱第15条第2項第2号
- ・特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について別紙2、別紙6又は別紙8の2-Ⅱ-1-(2)-(イ)-i

学校薬剤師を配置していない

○:保認・幼保・地裁・幼認・幼

- ▶ 幼稚園のほか、幼保連携型認定こども園は法律で薬剤師の配置が求められている。
- ▶ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園は、公定価格上で薬剤師委託分の単価が考慮されていることから配置が求められている。

- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第27条
- ・学校保健安全法第23条
- ・特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について別紙3Ⅱ-1-(2)-(イ)-iv

苦情解決体制に関する指摘事項

保護者へ苦情を公表していない(内容に不足がある)

○: 保・保認・幼保・地裁・地

△: 幼認・幼

- ▶ 苦情や意見があった場合は、個人情報に関するものや申出人が広く公表を望まない場合を除き、苦情等の内容だけでなく対応結果についても公表すること。
- ▶ 公表方法は任意であるが、園だより、園内掲示等保護者の目につきやすい方法とすること。

- ・札幌市私立認可保育所運営要綱第27条第1項第6号
- ・札幌市私立地域型保育事業運営要綱第36条第1項第5号
- ・社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について(平成 29年3月7日付け雇児発 0307第1号、社援発 0307第6号、老初 0307第42号)

苦情記録簿を作成していない(内容に不足がある)

○: 保・保認・幼保・地裁・地・幼認・幼

- ▶ 苦情や意見を受けた場合に、施設としてどのように対応したか(苦情や意見の内容だけでなく誰が、いつ、どのように対応したか)と、その対応結果を記録すること。
- ▶ 苦情がない場合も、定期的に(毎月)その旨を記録すること。

- ・札幌市子ども・子育て支援法第31条第2項
- ・札幌市私立認可保育所運営要綱第27条第1項第5号
- ・札幌市私立地域型保育事業運営要綱第36条第1項第4号
- ・社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について(平成 29年3月7日付け雇児発 0307第1号、社援発 0307第6号、老初 0307第42号)

その他の指摘事項

重要事項説明書に必要事項が網羅されていない

- : 保・保認・幼保・地裁・地・幼認・幼
- ▶ 条例で定める必要事項をすべて記載すること。
- ▶ 複数の文書で必要事項を網羅することも可能であるが、当該文書すべてを保護者へ交付すること。

- ・札幌市子ども・子育て支援法施行条例第21条
- ・札幌市児童福祉法施行条例第154条
- ・札幌市私立認可保育所運営要綱第54条
- ・札幌市私立地域型保育事業運営要綱第61条

保護者から支払いを求める費用の周知に不足がある

- : 保・保認・幼保・地裁・地・幼認・幼
- ▶ 保護者から支払いを求める費用の詳細は文書に記載し、事前に保護者へ交付する必要がある。
- ▶ 費用の名称と金額のみ記載されている事例が散見されるため、費用の名称のみで用途や支払いを求める理由が判断できないものは、用途等も記載すること。

- ・札幌市子ども・子育て支援法施行条例第14条第6項
- ・札幌市私立認可保育所運営要綱第20条第4項
- ・札幌市私立地域型保育事業運営要綱第29条第4項

その他の指摘事項

業務管理体制の届け出をしていない(変更の届け出をしていない)

- : 保・保認・幼保・地裁・地・幼認・幼
- ▶ 確認を受けた特定教育・保育施設がある場合は、業務管理体制の届け出が必要である。
- ▶ 届け出先や届け出内容は、施設の所在地や所管する施設数によって異なる。
- ▶ 届け出内容に変更が生じた場合は、変更届出書の提出が必要である。

・子ども・子育て支援法第55条

・(参考)届け出内容及び届け出先を記載している市ホームページ

<https://www.city.sapporo.jp/kodomo/kosodate/minashikakunin/gyoumukanritaisei.html>

会計処理が適切に行われていない

- : 保・保認・幼保・地裁・地・幼認・幼
- ▶ 会計は、他の事業と区分すること。
- ▶ 会計年度は4月から翌年3月までとすること(地域型保育事業所、社会福祉法人又は学校法人以外が設立した認定こども園を除く)。
- ▶ 会計年度終了後3か月以内に設置主体に応じて求められる財務諸表を作成すること(保育所、地域型保育事業所、社会福祉法人が設立した認定こども園のみ)。

・札幌市子ども・子育て支援法施行条例第34条

・札幌市私立認可保育所運営要綱第52条、53条

・札幌市私立地域型保育事業運営要綱第59条、60条

防災に関する指摘事項

防火管理者を任命していない、所轄の消防署へ届け出ていない

- : 保・保認・幼保・地裁・地・幼認・幼
- ▶ 施設に防火管理者の任命責任がある場合、防火管理者を任命し所轄の消防署へ届け出なければならない。
- ▶ 複合施設等で建物管理者等が防火管理者となっている場合は、建物で選任されている防火管理者を把握しておくことが望ましい。

- ・札幌市私立認可保育所運営要綱第49条第1項、第2項
- ・札幌市私立地域型保育事業運営要綱第57条
- ・消防法第8条第1項、第2項
- ・消防法施行令第1条の2第3項第1号口、第3条の3第1項第2号
- ・消防法施行規則第1条の3、第3条の2

消防計画を作成していない、所轄の消防署へ届け出ていない

- : 保・保認・幼保・地裁・地・幼認・幼
- ▶ 施設に防火管理者の任命責任がある場合、消防計画を作成し所轄の消防署へ届け出なければならない。
- ▶ 消防計画に定めた内容に沿って点検や訓練等を行うこと。また、消防計画の内容に変更が生じた場合は改めて届け出をすること。

- ・札幌市私立認可保育所運営要綱第49条第4項
- ・札幌市私立地域型保育事業運営要綱第57条
- ・消防法第8条第1項
- ・消防法施行令第3条の2第1項
- ・消防法施行規則第3条第1項

防災に関する指摘事項

非常災害対策計画を策定していない、必要な事項が盛り込まれていない

○: 保・保認・地裁・地

△: 幼認・幼保・幼

- ▶ 非常災害時の体制整備に必要な備えとして、非常災害対策計画を策定すること。
- ▶ 非常災害対策計画には、火災や地震のほか、施設の立地(浸水想定区域等)に応じた想定災害を盛り込むこと。また、災害時の避難方法や避難経路等についても記載すること。

- ・札幌市児童福祉法施行条例第138条の27、第143条第1項
- ・札幌市私立地域型保育事業運営要綱第56条
- ・札幌市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第11条第5号
- ・児童福祉施設における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について(平成28年9月9日付け雇児総発0909第2号)

避難・消火訓練を毎月(幼保・幼認・幼は年2回以上)実施していない

○: 保・保認・幼保・地裁・地・幼認・幼

- ▶ 避難訓練・消火訓練は毎月(幼保・幼認・幼は年2回以上)実施しなければならない。
- ▶ 施設で防火管理者を任命している場合、年2回以上、訓練の実施について所轄の消防署へ事前に届け出ること。

- ・札幌市児童福祉法施行条例第138条の27、第143条第2項
- ・札幌市私立認可保育所等運営要綱第48条第2項、第49条第4項
- ・札幌市私立地域型保育事業運営要綱第56条第2項
- ・消防法第8条第1項
- ・消防法施行令第3条の2第2項
- ・消防法施行規則第3条第10項、第11項

施設で保管すべき資料等の取り扱いについて

○: 保・保認・幼保・地裁・地・幼認・幼

- ▶ 条例や要綱において書面で備え付けることとされている資料は、書面に代えて電磁的記録(データ保管)とすることが可能である。
- ▶ 保護者に交付しなければならない文書をデータで提供する場合には、データで提供することについて、あらかじめ保護者の同意を得なければならない。
- ▶ 保護者から書面で受領しなければならない同意書をデータで提出させる場合には、保護者が当該同意書を印刷できる等、書面と同程度の質を担保している必要がある。
- ▶ 定期指導監査の事前提出資料や当日準備書類は、データ閲覧としても差し支えない。ただし、監査担当者の求めに応じて書面で提供できる体制を整えていただきたいほか、担当者は複数名いるため、複数台の端末をご用意いただく等、効率的な定期指導監査の実施に協力をお願いしたい。

・札幌市子ども・子育て支援法施行条例第49条

・札幌市児童福祉法施行条例第247条

・札幌市私立認可保育所運営要綱第55条の2

・札幌市私立地域型保育事業運営要綱第63条の2

定期指導監査における指摘事項 (地域型保育事業所の職員処遇)

ここからは、令和7年度に行った定期指導監査における指摘事項(指導事項や助言事項)のうち、地域型保育事業所の監査項目である職員処遇についてご紹介いたします。

定期指導監査で指摘を受けなかった施設においても、運営する施設において同様の事例が生じていないか振り返りを行っていただくようお願いいたします。

次ページ以降の内容については、保育所や認定こども園等においても参考にさせていただくようお願いいたします。

職員処遇に関する指摘事項

時間外・休日労働に関する協定届(36協定)の届け出遅延等

- ▶ 時間外労働や休日労働の実施にあたり、時間外・休日労働に関する協定届(36協定)は、協定期間開始日の前日までに労働基準監督署に届け出ること。
- ▶ 労働者の代表者には、管理監督者以外の者を選任すること。
- ▶ 協定期間外や定めた時間を超えて時間外勤務を行ってはならない。また、協定で定めることなく休日労働は命令できない。

・労働基準法第36条

有期労働者に対し、無期転換ルールを適切な時点で書面で明示すること

- ▶ 有期労働契約は、更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換できます。
- ▶ 無期転換申込権が発生する有期労働契約の更新時に、使用者は「無期転換を申し込むことができる旨」を労働者に書面で明示することが必要です。

・労働契約法第18条

・労働基準法施行規則第5条第5項、第6項

職員処遇に関する指摘事項

労働条件通知書(または雇用契約書)に必要な事項が記載されていない

- ▶ 従業員を雇用する際は、労働条件を書面で明示しなければならない。雇用契約書と兼ねることも可能だが、必須事項を漏れなく記載すること。
- ▶ 契約期間の定めがある場合には、契約更新の判断基準を記載することも必要。
- ▶ その他、賞与や制裁等、定めがある場合には明示が必要な事項もある。

・労働基準法第15条

・短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第6条、第14条

時間外手当の算定基礎に毎月支給する手当を含めていない

- ▶ 時間外手当の算定にあたっては、労働基準法施行規則第21条に限定列挙されるもの(※)を除き、毎月支給する手当(資格手当・処遇改善手当など)を算定の基礎に含めること。
- ▶ (※)家族手当、通勤手当、別居手当、子女教育手当、住宅手当、臨時に支払われた賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金。なお、名称のみではなく支給要件等に照らし合わせて算定基礎から除外して問題ないか判断すること。

・労働基準法第24条

・労働基準法第32条

・労働基準法第37条第1項、第5項

・労働基準法施行規則第21条

安定的な施設運営のために

- ▶ 近年、札幌市内の教育・保育施設にて、職員が一斉に退職する事態が複数件発生し、メディアに取り上げられる等、社会的な関心が高まっています。
- ▶ こうした事態の背景には、運営事業者と従業員における労使間の問題が考えられますが、その結果として、利用者に不利益が生じることは、決してあってはなりません。
- ▶ 市には、労使間の問題に直接的に介入する権限はありませんが、市民へ安定した保育を提供する責務があります。監査等で、施設運営の継続性に懸念が認められる場合には、改善に向けた助言・指導を行います。
- ▶ **【事業者の皆様へ】**安定的な施設運営の基盤は、健全な労使関係にあります。こうした問題を自らのこととして捉え、日頃より職員との対話を大切にし、風通しの良い職場づくりをお願いいたします。
- ▶ **【従業員の皆様へ】**事業者との対話を重ねつつ、解決が困難な場合は、必要に応じて労働基準監督署等の専門機関への相談をご活用ください。

ご視聴ありがとうございました。

令和8年度においても、定期指導監査のご対応よろしく願いいたします。